

札幌市の新たな子ども施策に係る計画の策定について

新たな子ども施策に係る計画イメージ【計画期間：平成27年度～平成31年度】

○現行の子ども施策に係る計画である「さっぽろ子ども未来プラン」は平成26年度をもって期間満了となる。

○次期の計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「札幌市子どもの権利に関する推進計画」「市町村子ども・若者計画」や「子ども・子育て支援に関する重要課題」を一体的に盛り込む形で策定する。

子ども・子育て支援事業計画 (新)

⇒子ども・子育て支援新制度への対応を盛り込んだ子ども・子育て支援法に基づく計画

【必須記載事項】

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における、①提供区域の設定、②需要量の見込、③提供体制の確保の内容及び実施時期。及び④教育・保育の推進方策

他の重要課題

(未来プラン参照)

- ・母子保健
- ・両立支援
- ・要保護児童対策
- ・子育て支援など

子ども・若者計画 (新)

⇒ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活に困難を抱える子ども・若者に対する支援策等を盛り込んだ子ども・若者育成支援推進法に基づく計画

権利推進計画

⇒子どもの権利条例に基づく、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための計画
※現計画は平成26年度で終了

札幌市子ども・子育て会議

【会議の所掌事務】

- ①子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事項
- ②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- ④幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項
- ⑤その他子ども・子育て支援等に関する事項

意見

札幌市子どもの権利委員会

【会議の所掌事務】

- 子どもの権利に関する推進計画に関する事項 (現在想定される事項)
- ・子ども権利の普及啓発に関する事項
 - ・子どもの参加促進・意見表明に関する事項
 - ・子どもの権利侵害への対応に関する事項

意見

審議結果報告

